

育英西中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年6月21日制定 同年9月28日施行）を受け育英西中学校・高等学校（以下、本校）におけるいじめ防止基本方針を策定する。

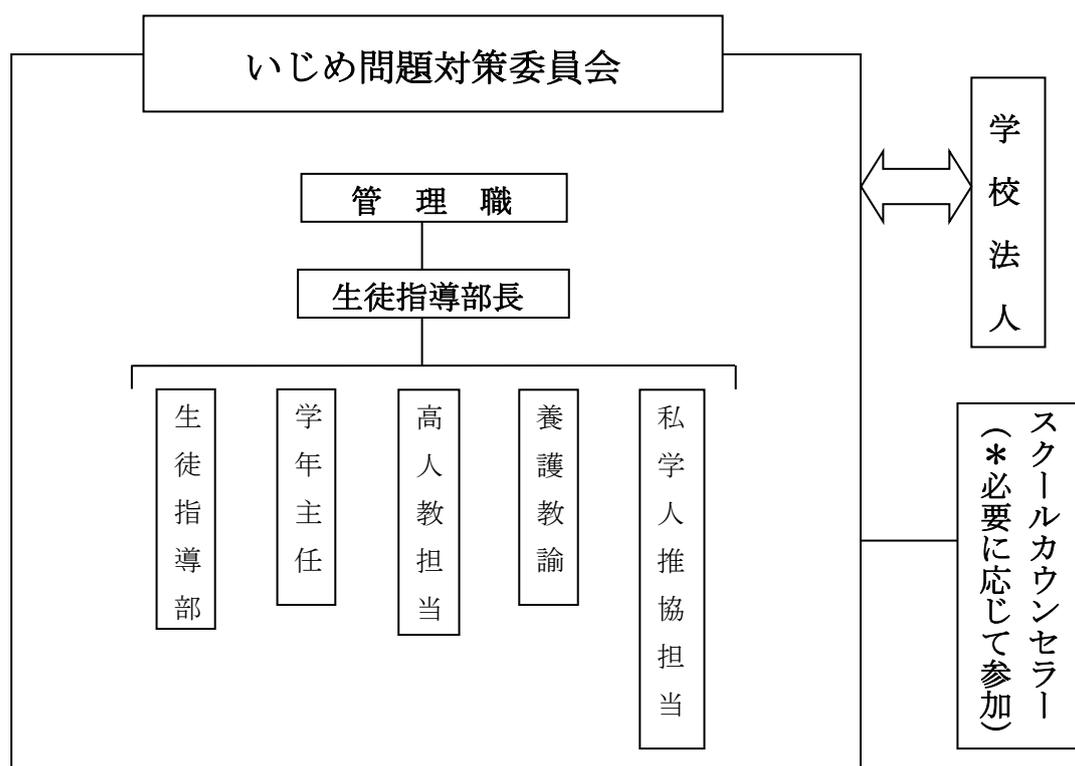
1. 本校の基本方針について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、①「いじめの未然防止」②「いじめの早期発見」③「いじめの早期解決」を柱として、いじめ防止（再発防止）の対策を行う。

そして、学校教育全体を通して、生徒一人ひとりに、いじめを決して行わない、いじめを決して許さない学校づくりを目指す。

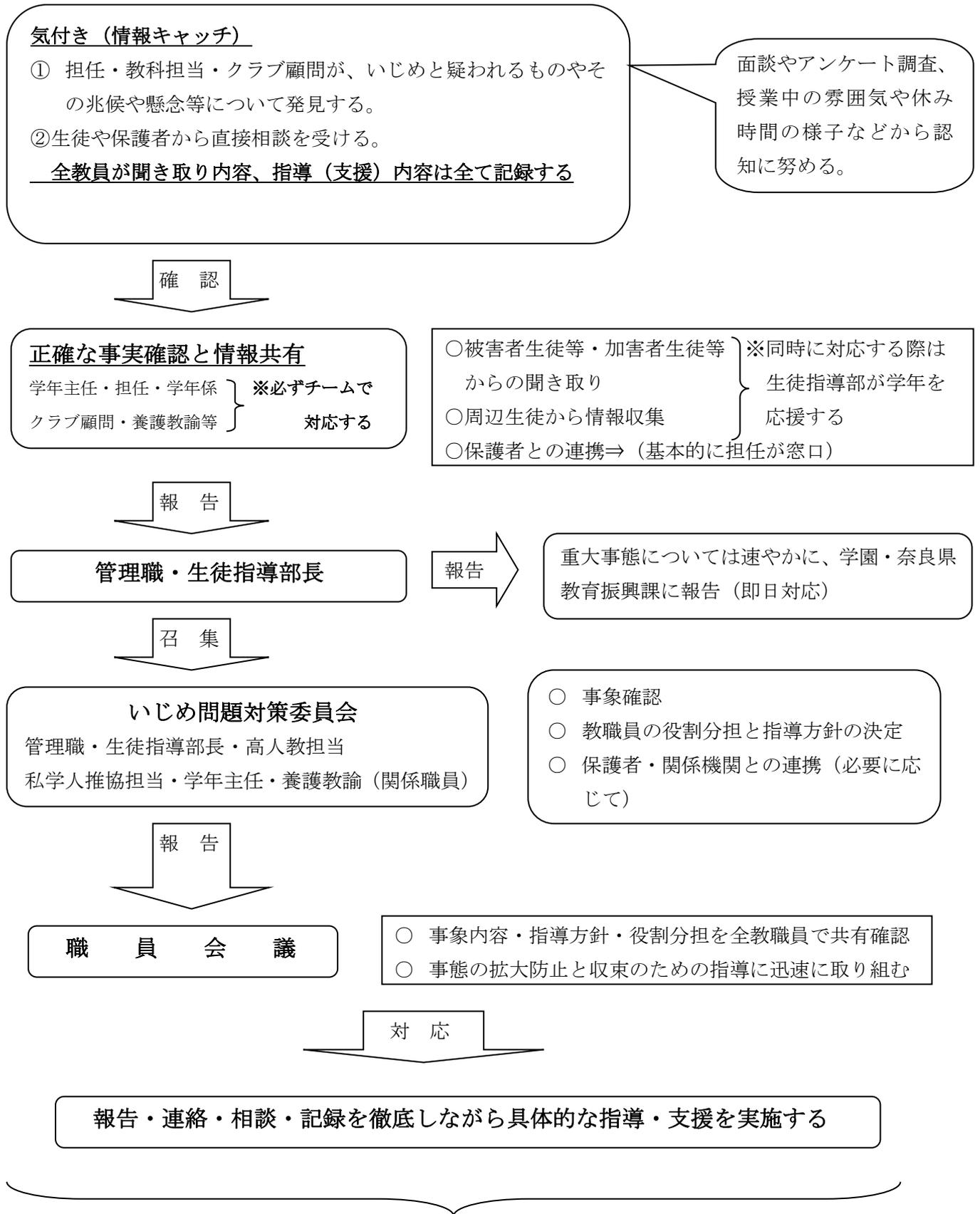
2. 組織



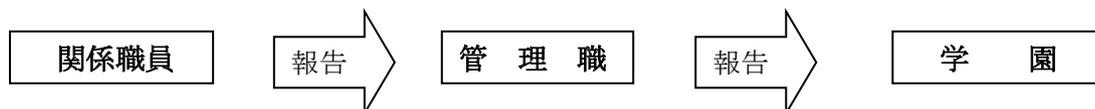
◆役割

- ①未然防止の推進など本校基本方針に基づく取り組みの実施・進捗状況の確認・定期的検証
- ②教職員の共通理解と資質向上
- ③生徒・保護者地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見したいじめ事案の対策の決定
- ⑦学園法人との連携

3. 行動マニュアル（組織対応の流れ）



◆聞き取り内容、指導（支援）内容はすべて「報告書」で提出



<注意点・留意点>

- ① 事象発見・相談を受けた時
 - ・学年主任・担任・クラブ顧問に速やかに報告
 - ・担任一人で抱え込まない
 - ・話を聞くときは女性を含む2人以上
 - ・保護者との連携
- ② 被害生徒への対応
 - ・被害状況確認
 - ・プライバシー保護
 - ・被害者を守る姿勢
 - ・保護者への説明と保護者の考えを確認
- ③ 加害生徒への対応
 - ・いじめは許されない行為であること
 - ・相手に行った行為の重要性
 - ・加害者の心理的背景
 - ・保護者との連携
- ④ クラス等傍観生徒への指導
 - ・傍観している生徒は加害者になりうる（いじめを認めている）
 - ・被害者の心理的状況（心の痛み）
 - ・なぜいじめの事実が起こったか
 - ・保護者への説明と保護者の考えを確認
- ⑤ 追跡
 - ・一度の指導で改善と思えない
 - ・全職員と共有を図り、指導後の状況を確認
 - ・保護者との連携を継続して行う

4. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議 研修	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会 職員研修会	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会		学年会議 生徒指導部会
未然防止	中学コミュニケーションワーク 中学ケア教室		人権HR 中学コミュニケーションワーク 専門医相談	学期のふりかえり 生活アンケート		
早期発見	二者面談		いじめアンケート 調査	三者面談		二者面談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議 研修	学年会議 生徒指導部会 職員研修会	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会	学年会議 生徒指導部会
未然防止	中学コミュニケーションワーク 生徒対象講演会 専門医相談	人権HR 専門医相談	学期のふりかえり	中学コミュニケーションワーク	人権HR	入学者説明会 1年のふりかえり
早期発見			三者面談			三者面談